

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's 広場

関連リンク

## 資料室



HOME | 資料室 | 一般教養 | 日本国憲法 | 日本国憲法を知ろう (条文解説) 第3章 国民の権利及び義務 (11)

労働組合

労働者福祉・共済

一般教養

社会保障

労使トラブル法律相談Q&A

労働関係法

経営全般

人間関係とコミュニケーション

ライフプラン

男女共同参画

公務員関係法

日朝の歴史

7つの習慣

中東の歴史

ボランティア活動

環境活動

社会貢献活動

自己啓発

生涯学習

外交・防衛問題

資本論

教育カリキュラム

日本国憲法

### 日本国憲法を知ろう (条文解説) 第3章 国民の権利及び義務 (11)

#### 第三章 国民の権利及び義務

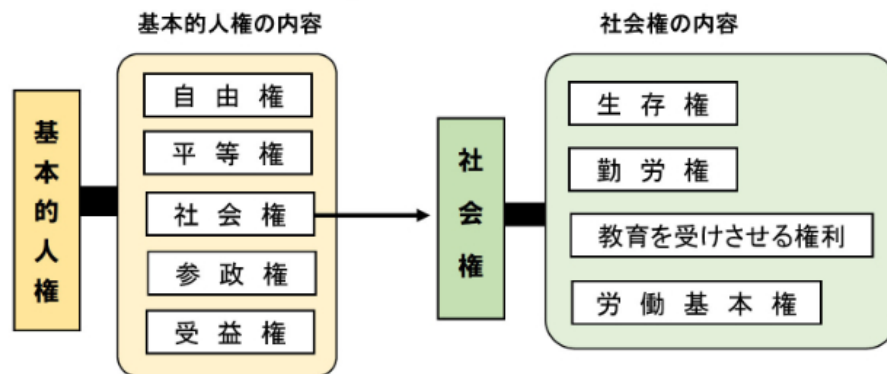
— 「国民の権利及び義務」の概要と条文の説明 —

憲法第25条から第28条までは、基本的人権の「社会権」に属する条文です。

自由社会は、勝者と敗者を生み出し、敗者は社会の弱者として甘んじなければならない状況でした。このことから、社会的・経済的弱者を含むすべての人が人間らしい生活の保障を国に請求できる権利として「社会権」が誕生しました。

国家による自由と言われ、国家からの自由である「自由権」と対をなし、基本的人権の基本となっています。

#### 基本的人権の体系図



#### 自由権と社会権の比較

自由権は、国民が国に対して介入するな、自由にさせよと言う権利。



社会権は、国の力によって国民の力を引き上げる権利。

社会権には、「生存権」「勤労権」「教育を受ける権利」「労働基本権」などがあります。

まず、生存権の保障のため、第25条で、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を規定、これを受けて、「生活保護法」「国民健康保険法」をはじめとする社会諸立法によって生活の福祉の増進が図られています。さらに、第26条では、機会均等な教育を受ける権利と義務教育の保障が規定され、義務教育（小中学校）について、これを無償としています。また、生存権の実質的な保障のためには「勤労の権利」が必要であり、第27条で規定するとともに、労働の機会提供について「職業安定法」「雇用保険法」などを制定し、「労働基準法」を制定して勤労条件に関する基準を定め、児童の酷使などを禁止しています。また、使用者の経済的優位に対抗して契約の実質的平等を確保するために第28条で、労働三権（団結権・団体交渉権・団体行動権）を保障しています。

#### 第二十五条 【生存権、国の社会的使命】

すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

② 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

#### 語句説明

**社会福祉**・・・国民の最低限度の生活を保障するため、生活困窮者や身体障害者・老人などを対象に生活保護、公衆衛生などの事業を組織的に行うこと。

**社会保障**・・・国民の生存権を確保することを目的とする保障。社会保険、生活保護、社会福祉事業、公衆衛生を主な内容として、病気・障害・失業・高齢・出産・死亡などによって生ずる諸問題を社会的責任において保障すること。

**公衆衛生**・・・社会全体の人々の保健・衛生・福祉の向上を及び増進をはかる衛生活動のこと。母子保健、伝染病予防、食品衛生、成人病対策、公害対策、検疫など。

傾聴

語り部スキル

🔍 キーワード検索はこちら

#### 条文説明

国民は誰でも、人間的な生活を送ることができることを権利として宣言しています。生存権は、社会権の中でも最も原則的な規定です。国民は自らの手で、文化的な最低限度の生活を維持する自由を有し、公権力はそれを阻害してはなりません。

本条をもとに、国に対して生活保障を求めることができるかと言えば、朝日訴訟（最判昭42.5.24）の上告審では、「憲法第25条1項は、すべての国民が健康で文化的な最低限度の生活を営み得るように国政を運営すべきことを、国の責務として宣言したにとどまるのであって、直接個々の国民に対して、具体的権利を付与したものではありません。」としています。

国に対し、政治的・道義的目標と指針を明示したものと見解が示されています。具体的権利は、**生活保護法**によってはじめて与えられています。

ワイマール憲法（1919年、ドイツで制定）が世界で最初の生存権の規定を設けました。

#### ワイマール憲法第151条

経済の秩序は、すべての人に、人たるに値する生存権を保障することを目指す正義の諸原則に適合するものでなければならない。各人の経済的自由は、この限度内において確保するものとする。

PDF版

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

**Worker's Library 会員登録**  
お申し込みはこちらです。

>>> 一覧へ戻る

🔍 サイトマップ 📄 このサイトについて 🛡️ 個人情報保護の取組みについて

🏠 ページTOPへ

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's広場

関連リンク

**Worker's Library**  
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE

静岡で働く人のための資料閲覧サイト  
【ワーカーズ・ライブラリー】

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.